

令和5年度 川崎町会計年度任用職員募集職種一覧（令和5年4月1日任用分）

フルタイム（週5日、1週間当たりの勤務時間が38時間45分）勤務の職種

番号	職種	業務内容	必要な資格・免許等	募集人員	勤務日数	勤務時間	予定給料月額
1	一般行政事務	行政事務	—	1名程度	週5日	8:30~17:00	154,600 ~ 185,200
2	一般行政事務	学校事務	—	1名程度	週5日	8:15~16:45	154,600 ~ 185,200
3	一般行政事務	建築事務	1級又は2級建築士資格	1名程度	週5日	8:30~17:00	154,600 ~ 185,200
4	土木工手	町道等の整備、管理等	土木施工管理技士資格	1名程度	週5日	8:30~17:00	150,100 ~ 175,300
5	手話通訳	手話通訳及び行政事務補助	全国手話検定試験2級以上	1名程度	週5日	8:30~17:00	154,600 ~ 171,200
6	保育士（注1）	保育業務及び行政事務補助	保育士資格	4名程度	週5日	7:30~18:00の内 8時間30分	154,600 ~ 185,200
7	保育補助	保育業務補助	—	2名程度	週5日	7:30~18:00の内 8時間30分	150,100 ~ 171,200
8	栄養士（注2）	栄養管理等	栄養士資格	2名程度	週5日	7:00~18:00の内 8時間30分	170,500 ~ 197,800
9	調理士	調理業務等	—	3名程度	週5日	7:30~18:00の内 8時間30分	150,100 ~ 171,200
10	指導主事	学校における研修及び指導	教育職員免許状	1名程度	週5日	8:30~17:00	205,400
11	講師	小学校講師	小学校教育職員免許状	4名程度	週5日	8:15~16:45	252,200
12	講師	中学校講師	中学校教育職員免許状	2名程度	週5日	8:15~16:45	252,200
13	地域活動指導員	地域活動指導員 設置事業業務等	—	1名程度	週5日	8:30~17:00	171,200
14	中央公民館長	中央公民館長	—	1名程度	週5日	8:30~17:00	185,200

※ 勤務時間には、休憩時間45分を含みます。

※ 勤務場所（配属先）については、会計年度任用職員として採用決定後、一般職の職員と同様に辞令により通知します。

※ 令和4年度に会計年度任用職員として勤務されていた方が、令和5年度も会計年度任用職員として採用された場合でも、同じ勤務場所（配属先）に配属されるとは限りません。

（注1） 「6. 保育士」の勤務場所（配属先）は、福祉課同和保育所係、健康づくり課子育て支援係及び社会教育課図書館係を予定しています。

（注2） 「8. 栄養士」の勤務場所（配属先）は、福祉課同和保育所係及び高齢者福祉課愛光園係を予定しています。

パートタイム（1週間当たりの勤務時間が38時間45分よりも短い）勤務の職種

番号	職種	業務内容	必要な資格・免許等	募集人員	勤務時間等		予定給料・報酬月額
15	一般行政事務	徴収員	—	1名程度	週5日	13:00~20:00	124,677 ~ 149,354
16	一般行政事務（注1）	行政事務	—	6名程度	週4日	8:15~17:00の内 8時間30分	123,680 ~ 148,160
17	事務補助（注2）	行政事務補助	—	10名程度	週4日	8:30~18:00の内 8時間30分	120,080 ~ 136,960
18	事務補助	行政事務補助	（注3）	1名程度	週4日	8:30~17:00	120,080 ~ 136,960
19	事務補助	行政事務補助	—	1名程度	週4日	8:30~22:00の内 8時間30分	120,080 ~ 136,960
20	土木工手	町道等の整備、管理等	—	5名程度	週4日	8:30~17:00	120,080 ~ 136,960
21	調理士	調理業務等	—	5名程度	週4日	7:00~18:00の内 8時間30分	120,080 ~ 136,960
22	用務員	用務業務	—	3名程度	週4日	8:30~17:30の内 8時間30分	120,080 ~ 136,960
23	夜間支援員	夜間支援業務	—	5名程度	月10日	17:00~翌9:00	147,230 ~ 163,040
24	インストラクター	利用者の運動指導	—	1名程度	週5日	15:00~22:00	128,145 ~ 149,354

※ 勤務時間には、休憩時間45分を含みます。（「23. 夜間支援員」は休憩時間2時間を含みます。）

※ 勤務場所（配属先）については、会計年度任用職員として採用決定後、一般職の職員と同様に辞令により通知します。

※ 令和4年度に会計年度任用職員として勤務されていた方が、令和5年度も会計年度任用職員として採用された場合でも、同じ勤務場所（配属先）に配属されるとは限りません。

（注1） 「16. 一般行政事務」の勤務場所（配属先）は、本庁または出先機関（小・中学校を含む。）のいずれかとなります。

（注2） 「17. 事務補助」の勤務場所（配属先）は、本庁または出先機関のいずれかとなります。

（注3） 「18. 事務補助」については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者を対象として選考を行います。応募資格者は、「身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている方」です。勤務場所（配属先）は、本庁を予定しています。